

業種別の生産施設面積率見直しについて

① 以下の9業種について、生産施設面積率を65%へ緩和。

- ・ 製材業、木製品製造業(一般製材業を除く。) (35%)
- ・ 造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。) (35%)
- ・ 非鉄金属鋳物製造業 (35%)
- ・ 一般製材業 (40%)
- ・ 農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。) (45%)
- ・ 繊維機械製造業 (45%)
- ・ 建設機械・鉱山機械製造業 (55%)
- ・ 冷凍機・温湿調整装置製造業 (55%)
- ・ 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの) (60%)

※()内の数字は、現行の生産施設面積率

② 改正後の生産施設面積率一覧

業種の区分		生産施設面積率(%)
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30
第二種	伸鉄業	40
第三種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45
第四種	鋼管製造業 電気供給業	50
第五種	でんぶん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業	55
第六種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。) 高炉による製鉄業	60
第七種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65

③改正年月日 平成27年5月25日